

ふじよだ

第129号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshidayamanashi.jp/>



ふじさんミュージアムリニューアル
オープニングセレモニー

平成27年度予算

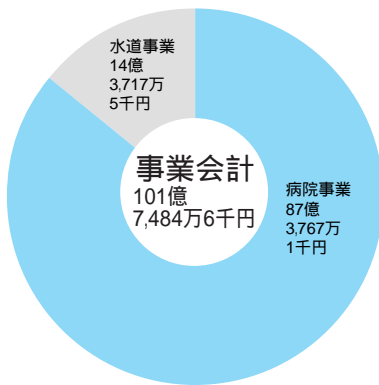
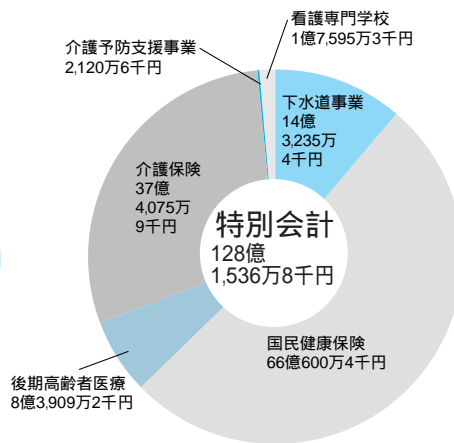
総額 428億

5、021万4千円

平成27年3月定例会は、3月2日開会され、22日間の会期を終えて3月23日に閉会しました。

この定例会では、平成27年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など9会計予算をはじめ、市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例など条例の制定5件、市行政手続条例など条例の一部改正11件、平成26年度一般会計補正予算など補正予算2件、市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止1件、市道の廃止1件、市道の認定1件、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について1件、市立下吉田中央コミュニティセンター・市立老人福祉センター指定管理者指定期間の変更について1件、山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてなど規約の変更2件、及び市固定資産評価審査委員会委員の選任1件、合計35件の市長提出議案に加え、市議会委員会条例の一部改正1件が議員から提案され、合計36件を、すべて可決、同意しました。

なお、市政に対する一般質問は、4人の議員が行いました。



23日	18日	17日	16日	10日 12日 13日	5日	3月2日	日程
各議案の採決 (議員提案含む) (閉会)	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案	文教厚生委員会 付託議案の審査	総務経済委員会 付託議案の審査	予算特別委員会 付託議案の審査	本会議 議案の追加提案・ 委員会付託 市政一般質問	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託	内容

3月定例会 会期日程

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

予算特別委員会

平成27年度一般会計、

特別会計、事業会計など、
合計9会計の予算を審査
するため予算特別委員会
を設置し、次のとおり構
成され、3日間委員会を
開催し慎重に審査が行わ
れました。

委員長 宮下 正男
副委員長 勝俣 米治
委員 宮下 豊
渡辺 孝夫
戸田 元
及川 三郎
横山 勇志
佐藤 秀明
渡辺 貞治
勝俣 大紀

一般会計

本案は、平成27年度富
士吉田市一般会計予算で
ありまして、予算総額は、
198億6千万円で、前
年度当初予算に比べ7.
8%の減少となっております。

主な歳入については、

市税のうち市民税につい
ては増加が見込まれるも
の、固定資産税等では
減少が見込まれるため、
全体において前年度当初
予算に比べ0.4%増の
61億7500万円余りが
計上されており、また、
地方交付税については、
普通交付税27億円、特別
交付税4億5千万円の31
億5千万円が計上されて
おります。

また、このほか、国・
県支出金として31億62
00万円余り、分担金及
び負担金として11億23
00万円余り、市債とし
て14億9200万円余り、
その他の収入として47億
5400万円余りが計上
されております。

また、歳出については、
第5次総合計画の8つの
体系に沿って、第1章安
心で健やかな暮らし環境

の確保」に62億5400

万円余り、第2章「恵み
豊かな自然の享受と継承」
に12億8800万円余り、
第3章「安全で快適な暮
らし環境の構築」に30億
8千万円余り、第4章「活
力ある地域経済社会の構
築」に5億4300万円
余り、第5章「市民文化
の形成」に2億2600
万円余り、第6章「豊か
な人間の育成」に18億
2千万円余り、第7章「世
界に開かれたまちの形成」
に1億8200万円余り、
第8章「市民と行政の役
割分担」に64億6400
万円余りがそれぞれ計上
されており、第5次総合
計画の都市将来像として
掲げている「富士の自然
と文化を活かし、ともに
築く自立と創造のまち富
士吉田」の実現に向けて
の予算として、妥当と認
められますので、原案の
とおり可決すべきものと
決定しました。

なお、歳入の審査の中
で、歴史民俗博物館のり

ニユールにあたり、入
場者数の向上が図れるよ
う、市内外において積極
的なPR活動に当たって
ほしいとの要望がありま
した。

(仮称)富士の郷食あ
いセンター建設にあたり、
恩賜林組合からの助成金
は、入会組合に関わる貴
重な原資となるものであ
るので、その助成金につ
いては慎重かつ有効的に
使用していただきたいと
の要望がありました。

また、歳出の審査の中
で、ふるさと納税制度に
ついて、本市の産業振興
の促進を踏まえ、寄付者
への返礼品としての特産
品の見直しを今後検討し
ていただきたいとの要望
がありました。

環境美化センターの修
繕料が今後増加していく
ことが予想される中、耐
用年数を勘案する中で新
しい施設の建設を国、県
とのすり合わせ、また広
域的な観点から検討して
ほしいとの要望がありま

した。

農業振興に際して、本
市の農業産品の種類を増
やしていくような施策を
実施し、地域おこしにつ
なげていってほしいとい
との要望がありました。

鳥獣対策として、現在、
猟友会員の高齢化が進ん
でいることが懸念されて
いるので、会員の確保の
ため、若い人の育成策を
検討していただきたいと
の要望がありました。

景観計画の策定におい
ては、住民の生活圏との
調和や合意形成を図りな
がら、特別な規制が住民
に及ばないよう配慮して
いただきたいとの要望が
ありました。

国道138号対策事業
において、「国道138
号拡幅に伴う周辺地域ま
ちづくり検討委員会」等
の意見を反映させ、早期
に事業実現を図ってほし
いとの要望がありました。
大明見地区の平山グラ
ウンド周辺の急傾斜地の
整備については、山梨県

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

と連携する中で、周辺住民の安全安心に関わることなので早期の事業完了をお願いしたいとの要望がありました。

剣丸尾地区の区画整理事業については、企業誘致、雇用創出が見込める重要な事業であるので組合との協議を進めその推進に努めてほしいとの要望がありました。

非常備消防団員の減少に伴い、新団員を確保するため、団員の処遇改善を図るとともに、入団に際し団員の勤務先の理解を得られるよう市からの働きかけをお願いしたいとの要望がありました。

富士山噴火に備え、山小屋へのヘルメット、マスク等の全配備を早急にお願したいとの要望がありました。

消防水利事業の中で、防火水槽が配備されていない地区には早期に設置していただきたいとの要望がありました。
浅間坊表門保存修理工

事については、所有者との協議を早期に進めるなど積極的な取り組みをお願いしたいとの要望がありました。

富士五湖消防本部の庁舎建て替えについて、建設に対する市としての協力をいただきたいとの要望がありました。

また、総括質疑の中で、人口減少対策について、他市町村からの移住、転入策を検討するとともに、本市で子どもを生み育てやすい施策の充実を図り、人口の自然増につなげてほしいとの要望がありました。

特別会計・事業会計

特別会計は、下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校等の6特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の2事業特別会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

なお、下水道事業特別会計の審査の中で、国道139号から南側の地区は住宅が密集している箇所でもあるので、下水道の整備を計画に取り込んでいただき、早期の事業

総務経済委員会

審査案件

議案第10号

富士吉田市行政手続条例の一部改正について

議案第11号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第12号

富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

議案第13号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

議案第14号

富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正に

着手をお願いしたいとの要望がありました。

大明見地区の下水道整備について、過去からの経緯を踏まえ、計画の変更等の状況を住民に説明していただきたいとの要望がありました。

ついて

議案第15号

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第16号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

議案第30号

富士吉田市立下吉田中央コミュニケーションセンター・富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の指定期間の変更について

議案第31号

山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第33号

平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)

審査結果

本案は、「富士吉田市行政手続条例」の一部改正でありまして、「行政手続法の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たに行政指導をする際の許認可権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手續等に関する規定が設けられたことにより、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正でありまして、傷病休暇から結核性疾患を削除するため、並びに夏季厚生休暇を特別休暇である夏季休暇に含めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の廃止でありまして、市議会議員などに係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務が山梨県市町村総合事務組合に引き継がれることから、本条例を廃止するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告及び公務員給与の改定等に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員退職手当支給条例」の一部改正でありまして、

本年4月から実施予定である給与制度の総合的見直しによる退職手当の支給水準への影響及び職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるために、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市国民健康保険条例」の一部改正でありまして、国民健康保険税の算定方式において、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市小口資金融資条例」の一部改正でありまして、中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率の引き上げを1年間延長するため、所要の改正を行うものであり、

妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士吉田市立下吉田中央コミュニティセンター・富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の指定期間の変更についてでありまして、

地方自治法第二四四条の二第六項の規定による富士吉田市立下吉田中央コミュニティセンター・富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の指定期間を変更

するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、山梨県市町村総合事務組合規約の変更でありまして、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が平成27年4月1日に山梨県市町村総合事務組合と統合すること、並びに同日から地方公務員災害補償法第六十九条及び第七十条の規定による、本市の非常勤職員に

係る公務災害又は通勤による災害の補償に関する事務を新規に共同処理することとする、山梨県市町村総合事務組合規約の変更のため、地方自治法第二八六条の規定による構成団体の協議を行うに

当たり、同法第二九〇条の規定により議会の議決を求めらるものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第5号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ11億6352万5千円を追加し、総額を230億2538万3千円とするものであります。

歳入では、市債3億8340万円、財政調整基金繰入金2億6923万5千円、地方交付税1億4016万円、前年度繰越金1億1641万7千円、総務費国庫補助金9488万3千円等を増額するものであります。

歳出では、(仮称)富士の郷食あいセンター整備事業費7億5240万円、特定防衛施設周辺整備基金管理事業費1億370万円、退職手当に係る人件費9404万8千円、商業活性化対策事業費9100万円等を増額するものであります。

また、継続費として、

(仮称)富士の郷食あいセンター整備事業25億4524万円を追加し、繰越明許費として、まちづくり推進事業外10件、8億5059万円を繰り越すものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

審査案件

議案第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

富士吉田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第18号

富士吉田市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

富士吉田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第19号

富士吉田市子どもたちの教育・保育給付に係る保育料に関する条例の

議案第22号

議案第20号

富士吉田市指定地域密

委員会の審査から

予算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第23号

富士吉田市介護保険条例の一部改正について

議案第24号

富士吉田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第25号

富士吉田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第29号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

議案第32号

富士吉田市外一市二町

四村一組合指導主事共同設置規約の変更について

審査結果

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

の制定でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育委員長と教育

長を一本化した新たな教育長を設置する等のため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」の制定でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育長が常勤の特別職と位置付けられることにより、

新たに教育長に対する職務専念義務の特例を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の制定でありまして、「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、教育・保育施設の保育料を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の制定でありまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」における「介護保険法」の改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要

な基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市介護保険条例」の一部改正でありまして、第6期介護保険事業計画による介護保険料算定に伴い、介護保険料の段階及び額の改定等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定地域密着型サービス

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」における「介護保険法」の改正により、指定介護予防支援事業者の指定に關し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定地域密着型サービス

備に関する法律」における

「介護保険法」の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」における「介護保険法」の改正により、指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市介護保険条例」の一部改正でありまして、第6期介護保険事業計画による介護保険料算定に伴い、介護保険料の段階及び額の改定等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」における「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、サービス名称及び小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員数等を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、介護施設の配置について、地区ごとのバランスを考慮した配置ができるよう山梨県とも協議をしながら検討して欲しいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」における「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員等を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥

当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、今回、富士見町地域について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士吉田市外一市二町四村一組合指導主事共同設置規約の変更でありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項の改正等のため、地方自治法第二五二条の七第三項の規定による普通地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第二五二条の二の第二項本文の規定により議会の議決を求めるものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

すべきものと決しました。

建設水道委員会

審査案件

議案第26号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

議案第27号

市道の廃止について

議案第28号

市道の認定について

議案第34号

平成26年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

審査結果

本案は、「富士吉田市手数料条例」の一部改正でありまして、富士吉田市特定行政庁の廃止に伴い、関連する手数料規定の削除が必要となるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成26年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号でありまして、今回、繰越明許費として、公共下水道建設事業4546万円を繰り越すものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成26年度富士吉西市下水道事業特別会計補正予算第2号でありまして、今回、繰越明許費として、公共下水道建設事業4546万円を繰り越すものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

原線の付替えのため、新たに大松西原線を市道認定することから、従前の市道大松西原線を廃止しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便性を確保するため、大松西原線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成26年度富士吉西市下水道事業特別会計補正予算第2号でありまして、今回、繰越明許費として、公共下水道建設事業4546万円を繰り越すものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

全文については、市立図書館および市議会図書館、また、市議会ホームページにおいて閲覧できます(おおむね6月中を予定しています)。

市政一般質問

3月

《抜粋》

前田 厚子 議員



老人福祉センターについて

1回目の質問

いよいよ、(仮称)ふれあい庵が完成すると聞き、多くの市民が楽しみにしているところである。

老人福祉センターの老朽化から発展的に、現在のふれあい庵が建設されたことは承知しているが、住民の方々からの質問があったので、ここで、3点お聞きしたいと思う。

1点目、ふれあい庵が完成すると、老人福祉センターが取り壊されると聞いているが、取り壊しの計画はすでに決められているとのことだが、具体的な予定がございましたらお聞かせ願う。

2点目、私は、今年に入ってから、この老人福祉センターの入浴施設を使用している方々から、この入浴施設だけは残して欲しいと大勢の方々から要望をいただいた。

これからは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていく地域包括システムをそれぞれの市町村で構築していかなければならない。そのような観点から、慣れ親しんだ環境の中の居場所づくりが、今後最も望まれる地域づくりになるはずである。そんな中で、今の場所に入浴施設を残すことを望む声が多々大きくなるとしたら、この入浴施設を残すことを市としても再度、検討をする必要性が生じてきたのではないかと、市の考えをお聞かせ願う。

3点目、現在市内には、上吉田コミセン・下吉田南コミセン・大明見コミセン・上暮地コミセンと老人福祉センターの5ヶ所に入浴施設が有り、地域的にみても、とてもバランスの良い状態

に思える。

この入浴施設だが、1年間の利用率をみると、他の4ヶ所のコミュニティセンターを合わせたよりも、老人福祉センター1ヶ所の方が多く利用されていた。

そこで、再度入浴施設を残していただく事を重ねて要望すると共に検討していただきたいと思う。今一度市の考えをお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

1点目の老人福祉センターの取り壊し計画については、外の入浴施設等については(仮称)多世代交流施設ふれあい庵開館後にその機能を移行することとなっている。

したがって、現在の老人福祉センター部分の施設は計画どおりに取り壊すこととしており、その跡地利用については、地元の方々からの陳情を踏まえ、陶芸作業所、コミュニティスペース、トイレ、施設利用者等の駐車場として整備計画を進めているところである。

次に、2点目、3点目の質問の主旨が同じ内容であるので、一括して答弁申し上げます。

の御意見や御要望等を踏まえ、子どもから高齢者までの交流の場、周辺商店街の活性化を図ることを目的とした地域振興機能、災害時等における福祉避難所として活用できる避難所機能等、街中へこれまでにない充実した交流施設として整備を進めている。

また、入浴施設については、建物2階の南向きに配置し、浴室を2箇所設け、それぞれに大浴槽と小浴槽の2槽を整備することとしている。

さらに、気泡浴や炭酸泉、薬湯を有する循環設備、給湯設備を備え付け、癒しによるリラククス効果の増進が図られるようになっていく。

これら入浴施設の規模は、現老人福祉センターの入浴施設の約3倍の広さを有しており、今までにない充実した機能を有するものである。多くの市民の皆様が満足していただけるものと自負している。

このように、(仮称)多世代交流施設ふれあい庵を整備することにより、中心市街地に賑わいを創出するとともに、高齢者の皆様の健康増進や交流の場が実現できるものと考えている。

既存の入浴施設の継続利用については考えていない。

2回目の質問

ふれあい庵に関しては、先にも申し上げたとおり、私は賛成をしており、完成を待ち望んでいる。

ただ、いつ、どこでも制度のすきまで支援を求めている人がいる。それは、小さな声かもしれないが、せめてその声を届けることは皆さんを代表して市政に送り出していただいた私の務めだと思っている。

答弁では、既存の入浴施設の継続利用は考えていないとの見解だが、新たな跡地利用の整備計画を進めている中で、計画がまだ決定していないわけなので、老朽施設の集約支援等を踏まえ、見直す余地はあるはずである。

もう一度、お聞きする。老人福祉センターは、ふれあい庵へと移行したことは承知している。そこで、他のコミュニティセンター4施設と同様に、65歳以上の人浴施設を存続させる事はできないか、お聞かせ願う。

既存の老人福祉センターについては、先ほど答弁申し上げたとおり、(仮称)多世代交流施設ふれあい庵を整備した後、計画どおりに取り壊しを行い、地元の

方々からの陳情等を踏まえ新たな跡地利用の整備計画を進めているので、御理解を賜りたい。

マイナンバー制度について

1回目の質問

平成25年5月に行政手続きにおける特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」が成立した。今年の10月にはマイナンバーを付番し市民に通知が開始される。そして、平成28年の1月には「マイナンバー制度」の施行が決定されている。

1点目、マイナンバー制度の開始に伴い導入の準備がされている。しかし、この制度のことが、あまり周知されていないように感じるが、期日が来れば必ず施行される。

そこで、当局において、どのように、周知されてきたのか。今後、どのように周知していくのか、また、現時点での準備状況もお聞かせ願う。

2点目

マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、国からの補助金が10分の10で賄えるとお聞きしたが、そうすると、制度の導入と

移行で平成26年度予算では3780万円、平成27年に4950万円の予算が盛り込まれていたが、国の補助金ではどこからが対象になるのか、お聞かせ願う。

3点目、この制度が何の為か、それは高齢化社会に対応する為である。その一つとして、人が一人亡くなった時に、その死後の事務は項目をあげると26項目もあり、一番大変な時に慣れない役所をまわらなければならぬ。こうしたことを、解消していく為であり、また、国も市もすべて申請主義なので申し込まなければ何も進まず、本来受け取ることの出来る手当を貰えない人も出てくる。そこに取残される高齢者や障がい者をなくす為、公平を是正する為に推進されていることと伺った。

そこでお聞きするが、当市においても、当然いただける様々な手当を申請が無くても貰えない方もおられたかと思うが、このマイナンバー制度になれば該当者はもれなく手当が貰えるようなシステムになるのか、お聞かせ願う。

4点目、元々、社会保障と税情報を一元的に管理する為のマイナンバー制度だと聞いている。個人番号カードの交付が始まると、公的年金や雇用保険の失業手当を受け取る際の資格確認や生活保護の

不正受給の防止などに活用されるとあった。実際に当市においては、市民の利便性として、どのような計画で進められていくのか、お聞かせ願う。

1回目の市長答弁

1点目のマイナンバー制度の周知及び現在の準備状況についてであるが、マイナンバー制度は、国・県・市町村など複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するため、政府の主導により進められている制度である。

また、本年10月からは、全ての国民に対して「個人番号」の通知が行われ、来年1月からは希望者に対し「個人番号カード」の交付が始まり、さらには年金の分野などで番号の利用が一部で開始されることから、市民の皆様に対して、周知を徹底しなければならぬものと認識している。

しかしながら、制度内容に関する国からの詳細な情報提供がないこともあり、具体的な周知が図れない状況となっている。本市においては、現在、制度に対応するためのシステム改修や条例改正等に向けての洗い出し作業と併せ、市民の皆

様への周知のため、各種準備作業を進めているところである。

したがって、本年4月からは広報紙やホームページ、データ放送など様々な媒体を通してマイナンバー制度の周知を図るとともに、国の動向を踏まえ、マイナンバー制度の具体的な運用に向けた庁内体制の整備を進めて参る。

2点目の制度導入に伴う国からの補助金についてであるが、システム等の改修において、補助対象となる経費は国の交付要綱等に基づき、予算の範囲内において交付されるものとなっており、各自治体の人口規模とシステムの種類等で金額が決定されることとなっている。そのうち、住民基本台帳関係などは十割の補助率であるが、税や健康保険関係などは3分の2の補助率など、システム内容や種類によって補助率は異なっている。

また、維持管理費にかかると補助率については、国の方針がまだ固まっていない状況である。

3点目の申請が無くても各種給付サービス等が受けられるかについては、現在、導入するサービスについて、国では検討が盛んに行われている最中であり、全ての給付サービスの申請が不要になるかについては、今のところ詳細が明らかに

されていないが、該当者から何らかの意思表示は必要になるものと考えている。

4点目の市民の利便性を考慮した富士吉田市の計画についてであるが、これまで答弁申し上げたとおり、具体的なサービスの内容については、国から詳細な内容が示されていないため、明確な答弁は差し控えさせていただくが、国における情報連携サービスと合わせて市民の皆様への利便性を高めることに重点を置きながら、より良いサービスが提供できるよう検討して参る。

2回目の質問

1点目、今回のマイナンバー制度は、国の主導により進められている制度であるが、今、当市で推進されている住基カードは国の制度では無く地方の自治体主導と聞いている。

新制度を推進するにあたり、今も住基カードの取得は、今後も継続されるか。私も住基カードを取得しているが、11桁の住基カードと12桁のマイナンバー制度のカードを持つことになるのか。

この様な疑問を始め、個人情報漏洩などの不安から周知の徹底がされないとおそらく混乱を招くと予想されるので、早くからの周知と共に気軽に質問の出来る体制も必要かと思うが、その点はどうかお考えか。

4点目、社会保障と税だけ無く、各自治体で防災に関する事務にも条例を制定することで、独自利用が可能になり、大規模災害時に支援を必要とする者の情報共有に活用できるなど、大きな効果を見込んでいます。防炎に関することも市では現在検討の内容に入っているか、お聞かせ願う。

2回目の市長答弁

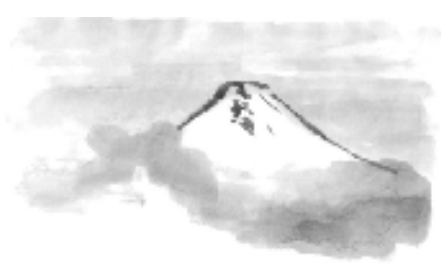
マイナンバー制度導入に伴う住基カードの取得についてであるが、従来の住基カードは、平成27年12月まで取得が可能で、平成28年1月以降は希望者にマイナンバー制度に伴う個人番号カードを発行することとなる。

また、個人番号カードを取得された方については、個人番号カードの交付に伴い、従来の住基カードは、利用できなくなるとともに回収をする。

次に、制度の周知等についてであるが、現在、関係各課において、制度開始のための様々な準備作業を進めている。関係する部署が多岐に分かれているので、新年度からは問い合わせ先を含め、制度の内容について様々な手法を通じ、よりわかりやすい周知を図って参る。

次に、災害時の利用についてであるが、いわゆるマイナンバー法第九条第二項には、「防災に類する事務であつて、条例で定めるものは必要限度で個人番号を利用することができる。」旨が規定されている。

したがって、災害時の活用については、慶應義塾大学が主催し、本市も参加しております「地域情報化研究コンソーシアム」において、大規模災害時における避難所での避難者の迅速な受付、避難者の履歴、服薬情報などを迅速に把握するため、それらの活用方法について、現在、研究・協議を進めているところである。



全文については、市立図書館および市議会図書館、また、市議会ホームページにおいて閲覧できます(おおむね6月中を予定しています)。

市政一般質問

3月

《抜粋》

宮下 正男 議員



平和教育について

1 回目の質問

戦後70年にあたり、歴代内閣の歴史認識に関する「首相談話」に注目が集まっている。正しい歴史認識をしっかりと受け継ぎ、後世に伝える事が戦争のない平和な社会をつくる一番の近道ではないか。

毎日と言ってよいほどニュースで伝えられるウクライナ紛争。年老いた女性が涙ながらに語った「何もいらない、平和が欲しい」のひと言に戦争の悲惨さを再認識した。究極の住民福祉は戦争のない安心・安全な社会づくりではないか。そ

平和についての教育を行っている。

また、吉田空襲展においては、児童生徒が戦争時の状況や空襲により本市にどのような被害があったのか、また、その時に多くの方々が亡くなられたという事実を知ることにより、平和や命の尊さを学習している。

さらに、児童生徒は、平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された方々からの体験談を聞くことにより、日常生活の大切さや命の尊さを学習している。

次に、今後の平和教育のあり方についてであるが、現状で行っている平和教育の原点を忘れることなく、恒久平和に向け、引き続き未来に伝えていかねばならないと考えている。

いずれにしても、教育の根本理念に基づき、平和の尊さを伝えていくことが我々の使命であると考えている。

2 回目の質問

戦後70年という節目は、時間の経過が戦争の悲惨さを風化させてしまうのではないかと恐れを生んでしまう時でもあると思う。

先程の教育長の答弁により、基本的な平和教育が着実に進んでいる事は理解出来た。特に「吉田空襲展」

を長きにわたり継続的に実施されておられる先生方には敬意を表したいと思う。

原爆の被爆地、長崎の旧城山国民学校、現在の長崎市立城山小学校では、毎月9日に平和祈念式を行っており、昨年11月に私が訪れた時で759回を数えていた。年に1回とはいえ32回継続して「吉田空襲展」を実施されている尊さを改めて感じとった。

戦後70年にあたり、日本のみならず世界中で過去の戦争を振り返り、未来の恒久平和に向けて動いている。富士吉田市は、1984年に日本非核宣言自治体協議会に加盟し、2008年には平和市長会議に加盟している。

戦後70年のこの節目の時に、今一度未来の恒久平和に向け、具体的施策をどう取るべきか考えていただきたいと思うが、教育長の考えをお聞かせ願う。

2 回目の教育長答弁

本年は、戦後70年の節目の年であり、宮下正男議員の御発言にもあるように、戦争の悲惨さを風化させないことが重要になると考えている。吉田空襲展においても、我々の想いを後世に伝える一つの手段であると

考えているので、今後においても、継続的に支援して

参りたいと考えている。

また、現代の社会は経済格差、環境問題、民族紛争などの課題が世界各地で表面化していることから、過去の戦争の悲惨さだけを語り継ぐだけでなく、今世界が抱えている様々な現実を直視する視点を養うことも、重要になってくるものと認識している。

したがって、教育基本法の「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という理念に基づき、未来を担う子どもたちに対して、平和教育を通して、引き続き、平和と命の尊さを伝えて参る。

派閥解消と地方創生について

1 回目の質問

堀内市政2期8年、その基本的な政治姿勢の一つとして「派閥解消」があり、市長は着実に成果をあげられ、2大派閥の与党、野党といった弊害は議会内においても、ほぼ無くなったものと感じている。

私も16年前に2大派閥の弊害を無くす為に、市民の選んだ市長に対し反対の為に反対はせず、是は是、非は非」とする事を基本姿勢

に議会活動をして参った。その立場からしても、堀内市長の派閥横断ではなく、「派閥解消」の為の努力に対し、敬意を表すものである。

これですと富士吉田市も市長と議員と市民が「同心協力」の精神の基、安心安全なまちづくりをさらに強力に推進出来るものと考えている。

今、日本の国は、「地方分権」と「地方創生」という最も重要な時代に入っている。

この難しい時代を市のトップリーダーとして乗り切れるのは、「派閥解消」と「安心安全なまちづくり」で着実に成果を出している、堀内茂市長しかないものと考えている。

幸いにも市長が2月10日、「地方創生戦略本部」を立ち上げられた。「派閥解消」に対する市長の評価と、国の「地方創生」政策に対する市長の考え方をお聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

1点目の「派閥解消」についてであるが、過去の選挙では政治派閥が激突するケースが多く、その結果として派閥政治による弊害が少なからずあったことは否定できない事実である。

派閥政治が行われると、利益追求型、要求実現型の

市政に陥りやすく、市民の皆様の公平、公正な福祉の向上を図ることができなくなり、さらに総合計画に基づいた事業の継続性や効率性を十分担保することが困難になるなど、市全体の公益を優先させることができなくなるものと考えている。

本来の市政のあり方は、市民の目線に立った市民中心主義でなければならぬということは、言うまでもない。

これらの派閥の弊害を解消するため、私は1期目の選挙から一貫して派閥の解消を公約に掲げて参った。1期目としては、一般競争入札の拡大、財政状況等をはじめとする行政情報の積極的な開示などにより、行政の透明性、公平性、公正性の確保に努めて参った。

そして、二期目においては、市民中心主義を徹底させていくことが派閥解消への一番の近道であるとの認識のもと、情報公開制度の充実、パブリックコメント制度を創設し、また私自身が広報マンとなり、様々な機会を通して、行政の取組みを積極的に発信するとともに、多くの皆様の御意見をお聞きすることにより、行政ニーズの把握に尽力して参った。

解と御協力により、派閥が解消されたものと認識している。

次に、2点目の「地方創生」についてであるが、民間研究機関である「日本創成会議」の分科会が、昨年5月にいわゆる「消滅可能性自治体リスト」を公表した。このことが契機となり、政府においても、人口減少対策の機運が急速に高まった。安倍総理は、地方創生が内閣の最重要課題であると機会がある度に発言し、9月には第2次安倍内閣発足と同時に地方創生担当大臣を配置するとともに、政府内に新組織である「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げるなど、積極的に地方創生に向けた政策を展開している。

また、人口減少の抑制や東京一極集中の是正に向け、国が今後5年間の総合戦略を策定することなどを規定した「まち・ひと・しごと創生法」が、11月28日に制定されたところである。そして、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が12月27日に閣議決定され、都道府県及び市町村は法律に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めなければならぬとされている。

私は、この国の政策については、人口減少社会への

国の対応の遅さを感じているが、対応策として地方再生というテーマを設定することにより、国が地方に目を向け、具体的な目標、戦略を示したことは高く評価している。

本市においても、人口の減少傾向が続いており、こうした状況は、地域活力の低下だけではなく、地域経済・財政にも大きな影響があることから、人口減少を抑制し、人口の年齢バランスを良好に保っていくことが重要であると考えている。

したがって、本市としては、これらの国の動きにいち早く運動するため、県内で最も早い段階で、「富士吉田市地域創生本部」を設置したところである。

今後においては、国の長期人口ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、まず、本市における人口の現状と将来の姿を提示する「富士吉田市人口ビジョン」を策定し、次に当該ビジョンを踏まえた今後5カ年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた「富士吉田市地域創生総合戦略」を策定して参る。

2 回目の質問

まず、1点目の「派閥解消」についてであるが、市長の答弁のとおり、この2期8年の間、派閥解消のた

め、あらゆる分野におき努力され、着実に成果をあげられている事を高く評価させて頂いた。特に情報公開制度の充実、市民総参加によるまちづくりには適切な情報公開が大変重要な要素である事を示してくれたものと理解している。

市民総参加によるまちづくりを推進するためには、堀内市長の2期8年にわたる「派閥解消」の実績をさらに強固に推し進めなければならぬと思うが、市長の考えをお聞かせ願う。

次に、2点目の「地方創生」についてであるが、なぜ今、地方創生か、そして、その政策に対する市長の取り組み姿勢について理解させていた。この施策を進めていく上で大切な事は、地域が責任を持って、自ら知恵をしぼり、地域にあつた戦略を立て実行すること、とも言われている。地域住民の知恵と発想を柔軟に展開できる仕組みづくりが必要である事は言うまでもない。こうした「地方分権」から「地方創生」の最も重要かつ難しいこの時期だからこそ、「派閥解消」を成し遂げ、市民参加を推進している堀内市長が富士吉田市民の先頭に立つべきと考え、堀内市長の三選を強く支持する。国の「まち・ひと・しご

と創生総合戦略」は、「人」が重点になると思うが、もう少し、この「人」について具体的な市長の考えをお聞かせ願う。

また、戦略づくりや政策推進にあたり、市民参加をどのように考えておられるのか、お聞かせ願う。

2 回目の市長答弁 「派閥解消」についてはあるが、社会・経済情勢は引き続き厳しい状況にあり、人口減少社会への対応、地方創生への取組みは、まさに地方が試される時代になったと考えている。

今後、重要となるのは、現状を見つめ、将来の富士吉田市のあるべき姿・目標を、行政、議会、市民の皆様で共有し、目標の実現に向かつて、一丸となって取り組むべき時代であり、いつまでも派閥解消ができない自治体は、それこそ時代から取り残され、消滅していくのではないかと考えており、市民の皆様も同様の認識をお持ちであるからこそ、その結果であると確信している。

したがって、これまで取り組んで参った姿勢を堅持し、市民総参加のまちづくりを強力に推進して参る。次に、「地方創生」についてであるが、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

における「人」とは、「地域を担う人の確保」を意味している。宮下正男議員の「国の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』は「人」が重点になる。」という視点は、私も同感である。

私は、「地域を担う人」とは、市民そのものであり、市民一人ひとりが将来の富士吉田市の姿・目標の実現に向かつて、個人個人の力小さいかもしれないが、できることを一つ一つ実行することが重要であると考

次に、戦略づくり、政策推進についてであるが、私の政治信条は、繰り返すことになるが「市民の皆様と同じ目線に立った市民中心主義」であり、地方創生に当たつても、中心に位置づけられるのは、やはり市民の皆様であると考えている。策定に当たつては、極力市民の皆様の見や御提言が反映できるようにして参りたいと考えている。

また、政策推進に当たつても、計画、実行、検証、改善といった、いわゆるPDCAサイクルを通して客観的な効果検証を行っていることが定められているので、このような場面でも市民の皆様の見や御提言を反映して参る。

全文については、市立図書館および市議会図書館、また、市議会ホームページにおいて閲覧できます(おおむね6月中を予定しています)。

市政一般質問

3月

《抜粋》

小俣 光吉 議員



富士山観光について

1回目の質問

私も市議会議員として4年が過ぎようとしている。その中で市長に対し何かの質問・指摘をした。さすが市民派と言われる市長だけあり、防災に対しては橋梁などを含めて耐震調査を現在も続けており、市民の安全のためには、石橋をたたくて渡る施策を押し進めて参った。昨年九月の御嶽山の火山噴火にはすかさず対応し、富士山火山対策室を設置するなど安全安心に対する心配りには、

感謝を申し上げるところである。

遅くなつたが、御嶽山の噴火で犠牲になつた皆様に謹んで哀悼の意を表すると共に行方不明である方々の1日も早い発見を心よりお祈りするものである。

富士山が世界遺産になり2年になろうとしている。この間、富士吉田市として世界遺産である富士山を含めた観光資源をどのように活用してきたのか、また、どのような観光施策を行つてきたのか、市民の皆様よりよく質問されるが、私自身の勉強不足なのか、答えることができなかった。どのような施策を行つてきたのかお教え願つとも、今後富士山観光をどのようにしていくのかお聞かせ願う。

また、年間の富士登山者数は、富士山の持つキャパシティーがあるため世界遺産になる前と後でそれほど変わりがあるとは思わない。天候によって増減はあるものの、20万人前後の登山者

数であり、五合目の観光客数は250万人前後だと私は認識しているがいかがか。

市長は、昨年の6月に「登山者数は20万人以下が適正である」との発言を行い、御嶽山の噴火後の12月には「富士登山者の目標値の設定が必要である」との発言を行つているが、年間の登山者数は安全のためには何人が妥当だとお考えか、五合目の安全な観光客数は何人が妥当だとお考えか併せてお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

まず、世界遺産である富士山を含めた観光資源の活用及び観光施策についてであるが、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、旧外川家住宅など本市にある世界遺産の構成資産を巡り、富士山信仰を実際に見て感じて、体験していただきながら五合目や山頂を目指す「麓からの登山」を推奨している。

このため、吉田口登山道においては、中ノ茶屋のリニューアルオープンをはじめ、廃屋となつた山小屋の撤去と、その跡地への解説板の設置、登山道沿道への仮設トイレの設置など登山者が歴史を感じ気持ちよく登山していただくためのおもてなしの心をもつた事業を実施している。

このような取組みを行つた結果、「麓からの登山」については、年間登山者数が、世界遺産登録前に比べ2倍程度の約3万人近くまで増加したところである。

また、世界遺産である富士山を見て楽しむことができるピュースポットとして、新倉山浅間公園や杓子山、孝徳公園などがあり、均整のとれた美しい富士山の大自然を楽しむことができ、パンフレット等を通じて観光宣伝及び情報発信に努めている。

また、本市の観光客の滞留拠点である道の駅富士吉田については、利用者数が世界遺産登録前に比べ、毎年10万人近く増加し、本年度は150万人を超える見込みとなっている。さらに、富士・東部圏域における観光客数についても、世界遺産登録前に比べ、158万人余り増加し、平成25年は1330万人余りとなるなど、世界遺産効果が着実に表れている。

次に、今後の富士山観光についてであるが、富士山の麓に位置する本市としては、世界遺産富士山を世界の宝として後世に引き継いでいく責務があることから、現在、関係自治体や関係機関等と連携して、その保全に向けて取り組んでいると

ころであるが、一方では、富士山観光をはじめ世界遺産の富士山を大いに活用して地域振興に繋げていくことも重要であると考えている。

このため、世界遺産である富士山の保全をいいつつ、その活用とのバランスを考慮し、「世界遺産のまち富士吉田」を国内外に更にPRするとともに、「麓からの登山」をはじめ、世界遺産の富士山を活用した観光施策や富士山を見て楽しむ観光施策を積極的に推進し、観光客の誘客に努めて参りたいと考えている。

次に、安全のための年間の登山者数及び五合目の観光客数についてであるが、年間の登山者数については、山小屋の一日当たりの宿泊受入人数3千人余りを勘案して、18万人程度が妥当であると考えている。

また、五合目の観光客数については、年間250万人前後が訪れる中、ピークとなる7月・8月の2ヶ月間には、100万人近くが訪れている。

これまで、五合目の観光客数については、総量的人数の検証などは行われてこなかったが、富士山噴火への対策などの喫緊の課題も含め、観光客への安全・安心への対応など、年間登山者数を含め適正な観光客数のあり方について早急に検討する必要があるため、国・県・関係機関と連携して取り組んで参りたいと考えている。

1回目の産業観光部長答弁

まず、富士山の年間登山者数についてであるが、平成20年以降は、平成22年の25万9658人を最多に、20万人を超える登山者数で推移してきたが、富士スバルラインのマイカー規制の延長や「弾丸登山」への自粛要請などを行つてきた結果、昨年は開山期間を9月14日まで延長したにもかかわらず、20万8328人まで減少し、特に7月1日から8月31日までは17万6454人になるなど、登山者数の平準化が図られた結果となった。

次に、五合目の観光客数についてであるが、山梨県において実施した観光入込客の統計調査によると、富士山五合目の年間の観光客数は、平成23年が159万人余り、平成24年は231万3千人余り、平成25年は

267万8千人余りとなり
年々増加傾向となっている。

2回目の質問

世界遺産である富士山の
観光は、登って感じる、ピュ
ースポットから富士山を眺
める、浅間神社や御師住宅
等歴史探訪、吉田のうどん
や御師御膳などの食の提供
などを含む多くの観光を
提供できるだけの土壌がこ
の富士吉田市にあるとの私
の考えと市長の考え方に違
いのないことは良くわかっ
た。しかし、観光宣伝・
情報発信に努めていること
や数多くの観光施策は、富
士山が世界遺産になる前か
らの施策であり、他の事業
に比べると「観光」を一つ
の旗頭にしてている富士吉
田市としての対応策としては、
手薄に見えるのは私だけが
あるとも言われている。つ
まり、観光立市富士吉田市
としては、現在ある観光資
産を有効に活用する、ある
いは手入れをし、観光客を
市内に滞留させ、市民が心
から観光客をもてなしてい
く、これこそが「おもてな
し富士吉田」を謳っている
富士吉田市が行うべき施策
ではないか。

今は亡き、富士山案内人
組合の元組合長小俣彦太郎
氏が六根清浄を唱え富士山
の案内を行っていたが、人

間の五感に心を入れた六根
をけがれなくし、富士山を
感じ心に残して欲しいとの
思いの表れだったと私は思
う。この心に残る観光こそ
が富士吉田市が行うべき観
光施策であると考えます。

特に新倉山のビュースポ
ットは、行政のPRなどに
より、国内外に知れ渡り多
くの観光客が大型バスや車
で来る。大きな駐車場があ
るが、道幅は狭く県外の大
型バスの運転手には狭い道
路は不評であり、近くの駐
車場・トイレなどを使っ
ているような状況である。P
Rだけでなく駐車場までの
道路幅の確保・駐車場にト
イレ、売店の設置等を含め
て一体の整備をしていくこ
とが必要だと考えるが、市
長の考え方を聞かせ願う。
また、富士・東部圏域に
おける観光客は、1330
万人余りとの答弁だが、こ
のうちの数%の観光客が市
内に滞留できたなら新たな
観光産業が育ち、企業誘致
に匹敵できる産業になり得
ると私は考えるが市長の考
え方をお聞かせ願う。

2回目の市長答弁

まず、新倉山のビュースポ
ットの一体の整備についてで
あるが、新倉山浅間公園に
ついては、世界遺産である富
士山の稜線が綺麗に望める
均整の取れた美しい姿に日

本を象徴する桜と五重塔と
の絶妙な組み合わせを大パ
ノラマで楽しむことができ
るビュースポットであり、
市民の皆様はもとより、国
内外から数多くの観光客が
訪れていただいている。

このようなことから、新
倉山浅間公園の利用環境の
整備のため、これまで大型
バスが駐車場まで乗り入れ
られるようにアプローチ道
路の改良を行って参ったが、
市道新倉南線の全線開通な
どの新倉山浅間公園へのア
プローチ環境が大きく変化
することなどから、改めて、
効果的で効果的なアプロー
チ機能を向上するための方
策を検討して参りたいと考
えている。

また、新倉山浅間公園の
近くにある老人福祉センタ
ーについては、本体機能を
移転し、作業所以外の建物
を取り壊すこととしており、
この跡地には、作業所の利
用者のほかに、新倉山浅間
公園を訪れる観光客の利便
性の向上のために、駐車ス
ペースやトイレの整備とと
もに、新倉山浅間公園まで
の誘導設備などの一体の整
備を検討して参りたいと考
えている。

一方で、新倉山浅間公園
には、バスや車で訪れる観
光客のほかに、富士急行線
下吉田駅を利用して訪れる
観光客も数多くいる。

この富士急行線下吉田駅
には、休憩スペース、トイ
レ、売店などがあり、バス
や車で訪れる観光客におい
ても、鉄道利用者と同じよ
うに、新倉山浅間公園を訪
れるための拠点として利用
できるよう、鉄道事業者や
観光事業者などに働きかけ
を行って参りたいと考えて
いる。

いずれにしても、新倉山
浅間公園については、富士
山の眺望を楽しむことがで
きる本市の重要な観光資源
であり、本市の活性化のた
め、その資源を有効に活用
するための施策を推進して
参りたいと考えている。

次に、多くの観光客の市
内への滞留による新たな観
光産業の育成についてであ
るが、本市の滞留拠点であ
る道の駅富士吉田には、年
間150万人の観光客が訪
れており、雇用の創出や地
域の活性化に結びつくこと
が、既に実証されている。

このように、滞留拠点を
生み出すことは、新たな観
光産業が育つものと考えて
いることから、現在、大き
く富士吉田市が進化するた
めの施策として、博物館周
辺エリア整備や北口本宮富
士浅間神社前の門前町、御
師まち・富士みちの整備な
ど、新たな滞留拠点の創出
に向けて具体的に取り組ん
でいる。



全文については、市立図書館および市議会図書館、また、市議会ホームページにおいて閲覧できます(おおむね6月中を予定しています)。

市政一般質問

3月

《抜粋》

勝俣 米治 議員



上暮地区における交通体系の整備計画について

1 回目の質問

国においては、人口減少問題の克服と成長力の確保を目的とし、「まち・ひと・しごと創生」のため、地方における雇用の創出、地方への新しい人の流れの創出、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望」、「時代に合った安心な暮らしができる地域づくり」等の総合戦略を地方の施策により平成27年度中の策定を求めていると聞いている。

本市においては、少子高齢化、人口減少による社会構造の変化、多機能型の都市構造への急激な変化に対応するために、平成25年3月に「富士吉田市都市計画マスタープラン」が見直されており、その交通体系の整備方針として富士北麓地域の経済・生活圏形成における拠点都市として、他圏域や周辺市町村とを結ぶ広域幹線道路の整備、東京圏への新しい流れとなる交通結節点の整備を促進するとされている。

その中で、堀内市長を先頭に市が長年要望をしてきた「中央自動車道(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ」、連結する広域幹線道路である「県道富士吉田西桂線」が工事を着手の段階であるとのことだが、その進捗状況についてお伺いする。

また、「県道富士吉田西桂線」は本市と大月市、都留市方面を結び、国道139号のバイパスとして計画され、完成時には渋滞緩和はもとより広域避難道路としての役割を果たしてくれるとともに、連結する市道大明見下の水線、市道小見上暮地線等の道路整備事業も順調に進捗しており、完成時には広域交通ネットワークが強化され、バイパス道路として南北方向の道路機能は格段に向上するものと期待している。

然しながら、上暮地区においては、国道139号、それと富士急行線により南北方向に三分割され、地域コミュニティを補完する東西方向道路が少なく、道路幅員が狭隘であるため、防災道路として緊急時輸送道路、災害時の避難道路、日常生活道路としての機能が不足しているため市街地の活性化の障害となっている。

今回、改訂された「都市計画マスタープラン」の交通体系方針図で示されている県道富士吉田西桂線から国道139号を越え、白糸町方面へ地区を東西に一直線に貫く「構想道路」が明示されている。

この道路が実現されれば、広域ネットワークの整備、強化、渋滞緩和等の交通機能の向上、交通安全の確保に必要不可欠な道路となると考えるが、現在、策定中である「道路整備計画」の進捗状況についてお伺いする。

1 回目の市長答弁

中日本高速道路株式会社(以下「中日本高速」)が事業主体である「中央自動車道富士吉田線(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ」の進捗状況についてであるが、事業用地の取得については、中日本高速道路株式会社から本市が委託を受け、昨年5月末から地権者への交渉を開始した。

その結果、多くの地権者の皆様に御理解をいただき、用地取得については、現在95%の地権者の皆様に御協力をいただいている。

これを受け、中日本高速道路株式会社では、スマートインターチェンジ本体工事業者の選定段階であるとの報告をいただいている。

次に、山梨県が事業主体である広域幹線道路「県道富士吉田西桂線」の進捗状況についてであるが、「県道富士吉田西桂線」については、当該地周辺が農業振興地域の農用地区域であるため、農業用水路や排水施設、並びに農道などの機能に支障を及ぼさないよう配慮する中で、昨年10月から工事を実施しているとの報告をいただいている。

また、今後の事業進捗については、事業主体である中日本高速道路株式会社及び山梨県から、平成28年度供用開始を目指し、関係機関と連携を図りながら事業を実施していくとの報告をいただいている。

次に、富士吉田市の道路整備計画の進捗状況についてであるが、昨年度は整備計画基礎調査として、各種現況把握による課題の抽出を行った。

本年度は整備計画の基本方針の策定業務を中心に作業を進めており、来年度には、富士北麓の広域拠点としての機能を十分に発揮できる道路整備計画の策定を予定している。

上暮地域においては、「富士吉田市都市計画マスタープラン」に掲げている将来像「都市の玄関口として交通条件の整った、活力あるまち」の実現に向けて、「中央自動車道富士吉田線(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ」及び「県道富士吉田西桂線」の整備事業を契機と捉え、本市の将来を見据えた道路整備が構築できるよう鋭意検討を重ねることで、新たな道路整備計画に反映させて参る。

2 回目の質問

ただ今、市長から「(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ」及び「県道富士吉田西桂線」整備事業が地権者のご協力と市の積極的な用地交渉により用地取得の契約が交わされ、

本体工事の事業着手が目前であり、平成28年度に供用開始を目指すとの具体的な年度の答弁をいただき、地元選出の市議会議員としてその進捗状況に安堵すると同時に、改めて期待するところである。

「道路整備計画」は、上暮地区はもとより、本市の活性化を促し、地震・台風や豪雨・火災などの多様化している自然災害などに強い未来の富士吉田市の都市像を描いていくための道路河川、上下水道、公園などの様々な都市施設を計画するための根幹を担うものであると思っている。

「都市計画マスタープラン」の地域別構想にも示されており、上暮地域は富士河口湖町に連なる一団の山地に占められ、この山地を源流域とする杓子川、翁沢川、数見川が流れ、景勝地「白糸の滝」「三崖の滝」、国の天然記念物である「大藤」など豊かな自然に恵まれ、農用地区として(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ」が建設される米倉地区、中山間地域総合整備事業「富士吉田北部」の圃場が整備された数見地区と松久保地区がある。

昨年4月には、広域農道「中山間道路」が供用開始となり、その農用地区が連結

された。将来、「都市計画マスタープラン」の交通体系方針図で示されている上暮地区を東西に一直線に貫く「構想路線」がこれら広域幹線道路と連結されることとなれば、私が平成22年9月定例会で一般質問を行いました、上暮地観光資源発掘「滝めぐり」などの観光振興や農業振興に大いに役立つとともに、地域の活性化はもとより、富士吉田市の活性化にも大いに貢献するものと確信をしている。

計画の策定にあたっては、私たち市民の意見や要望を十分に反映していただき、10年後あるいは20年後において、本当に住み心地のよい豊かで、質の高い環境や生活空間づくりの基礎となり、「まち・ひと・しごと創生」の長期ビジョンにも合致する「道路整備計画」の策定と上暮地区住民が期待してやまない「構想路線」が今後一歩前に踏み出されるように検討していただけるのか、堀内市長の考えをお伺いする。

2回目の市長答弁

道路整備計画策定についての基本的な考えを申し上げますと、富士吉田市都市計画マスタープランに掲げている上暮地域の将来像、都市の玄関口としての交通条

件の整った、活力あるまちの実現に向けて、良好な自然環境や歴史資源を保全・活用することで、まちの活力の向上を図ることとしており、その実現のためには、上暮地域の交通環境の向上は必要不可欠なものと考えている。

「中央自動車道富士吉田線（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジ」や「県道富士吉田西桂線」等の事業については、富士山噴火災害、東海地震等の大規模災害時の避難・輸送道路の確保等を整備効果として掲げ、事業を実施しているところであるが、当該事業が完了すると富士吉田市北部の交通動線は大きく様変わりするものと予想される。

当該事業完了後の上暮地域の交通環境の向上には、「県道富士吉田西桂線」から国道139号を経て、白糸地区へ至る路線は大変重要な路線であると認識している。このため、道路整備計画の策定においては、地元の皆様の御意見や御要望を十分に反映しながら、しっかりと位置づけて参る。



「中央自動車道富士吉田線（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジ」完成予想図

議会の動き

議員合同研修会

2月5日に、山梨県市議会議長会主催による合同研修会がアピオ甲府にて開催され、東京大学大学院教授金井利之氏を講師に、「少子・高齢化における地方議会の対応」と題しての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



議案審議 報告案件・即決案件の内容

【第1回定例会】

報告第1号

富士吉田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

【内容】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、富士吉田市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、同条第6項の規定により御報告するもの。

議案第35号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

委員の伊藤健氏及び遠山賀津男氏の後任に、富士吉田市下吉田三丁目12番77号、上田健彦氏及び富士吉田市長暮地四丁目13番1号、早川博通氏を選任するもの。

議案第36号

富士吉田市議会議事条例の一部改正について

【内容】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

編集委員会

委員長 戸田 元 副委員長 宮下 正男
委員 奥脇 和一 渡辺 幸寿 横山 勇志 佐藤 秀明

年4回/15,000部 市内全域配布!

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局 0555-22-0612(直通)

(賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者)

議案番号	案 件	付託委員会等	渡辺 嘉男	太田 利政	奥脇 和一	宮下 豊	渡辺 忠義	渡辺 孝夫	宮下 正男	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	佐藤 秀明	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	審議結果
議案第21号	富士吉田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生								議長													可決
議案第22号	富士吉田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生								-													可決
議案第23号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	文教厚生								-													可決
議案第24号	富士吉田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生								-													可決
議案第25号	富士吉田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生								-													可決
議案第26号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	建設水道								-													可決
議案第27号	市道の廃止について	建設水道								-													可決
議案第28号	市道の認定について	建設水道								-													可決
議案第29号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	文教厚生								-													可決
議案第30号	富士吉田市立下吉田中央コミュニティセンター・富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の指定期間の変更について	総務経済								-													可決
議案第31号	山梨県市町村総合事務組合規約の変更について	総務経済								-													可決
議案第32号	富士吉田市外一市二町四村一組合指導主事共同設置規約の変更について	文教厚生								-													可決
議案第33号	平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)	総務経済								-													可決
議案第34号	平成26年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設水道								-													可決
議案第35号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3/23 即決								-													同意
議案第36号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	3/23 即決								-													可決

委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
 即決案件の内容については、“即決案件の内容”をご覧ください。